

一般社団法人さまちか運営基金募集要項

一般社団法人法第131条及び一般社団法人さまちか定款第7章に基づき下記のとおり基金を募集します。

1 法人の名称

一般社団法人さまちか

2 基金募集の目的

当法人の財産的基礎を成し、運営基盤の強化を図ることを目的とする。

3 基金募集計画

- (1) 基金募集予定額 400万円（100口 1口当たりの額 4万円）
- (2) 募集期間 令和6年2月26日から令和6年3月8日まで
- (3) 払込期間 令和6年3月31日まで

4 基金の申込

一般社団法人さまちか 事務局あて、「基金引受申込書」に必要事項を記入の上、郵送・メール等により申し込む。

5 基金払込の取扱場所

埼玉中央農業協同組合 川島支店

6 当法人の基金に関する定款規定

第7章

（基金の拠出）

第37条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

（基金の募集）

第38条 基金の募集、割り当て及び払込等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

7 問い合わせ先

一般社団法人さまちか 事務局長 喜多川

メール : kitagawa@samachika.com

令和6年2月26日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林932番地

一般社団法人さまちか

代表理事 今井敏義